

## 新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に関する緊急要望

わが国において、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が感染拡大してから3年が経過し、これまで我々都市自治体は、住民の命と健康を守るべく、教育現場や介護現場等における基本的な感染症対策の徹底はもとより、令和3年2月から開始された新型コロナワクチンの臨時接種についても安全かつ円滑に接種するため、全力で取り組んできたところである。

国は、今般、5月8日から新型コロナの分類を「新型インフルエンザ等」（2類相当）から「5類」に位置づける対応方針を決定し、感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直しを行うとしている。

我々都市自治体は、住民が日常を取り戻し、地域経済を活性化するため、国が対応方針を決定するとともに、新型コロナワクチン接種については、4月以降も引き続き、国民に自己負担なく接種できるようにする旨を表明したことを評価する。

一方、今後の具体的な検討に当たっては、都市自治体や医療機関等の現場における混乱や住民の不安を招くことがないように、激変緩和に資する措置や十分な準備期間、周知期間の確保等を講じることが必要である。

については、国は、下記の事項について、特段の措置を講じるよう、緊急に要望する。

### 記

#### 1. 新型コロナワクチン接種について

令和5年度4月以降の必要なワクチン接種については、「引き続き自己負担なく受けられる」と示されているが、都市自治体や医療機関の現場、住民が混乱しないよう、丁寧な説明を行うとともに、当面の間、予防接種法上の臨時接種の位置づけを継続し、地域間格差が生じないように、現行の全額国費負担措置を継続すること。

また、目的、対象者、回数、時期、ワクチンの供給方法等、必要なワクチン接種に係る具体的な方針を早期に明示すること。

さらに、将来的に臨時接種の位置づけを変更する場合は、具体的な情報を早期に示すととともに、十分な準備期間や周知期間を確保すること。

## 2. 医療提供体制等について

医療提供体制の段階的移行の検討に当たって、入院・外来・検査等に係るこれまでの国における支援措置の拙速な見直しは、診療機会や病床の確保、入院調整等に支障が生じるなど、高齢者及び重症化リスクの高い者にとっては、命と健康に関わる問題も懸念されることから、関係者と協議し、十分な準備期間及び周知期間を確保したうえで、適切な時期に見直すこと。

また、5類への移行後も、当面の間は新型コロナ及び感染が疑われる患者等からの救急搬送要請が高い水準で推移することが懸念されることから、搬送先調整の仕組み等の継続をはじめ傷病者を迅速かつ適切に医療機関に救急搬送する体制を確保するとともに、救急隊員の感染防止に要する経費等について、医療機関と同様に、これまでの国における財政措置を継続すること。

## 3. 屋内マスクの着用の在り方について

小・中学校等の教育現場、福祉施設や行政の窓口等において、マスク着用の判断に当たって混乱が生じないように、それぞれの場面に応じた屋内マスクの着用の在り方に係るガイドラインを策定し、十分に周知すること。

令和5年2月1日

全国市長会 会長 立谷 秀清